（届出を要しない機能）

第二十四条の五　法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

［一～八　略］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

様式第18（第24条関係）

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定（変更）届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　㊞
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第36条第１項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画のとおり第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定変更を届け出ます。

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

1　［略］	
2　提供条件 ⑴　提供交換等設備等の機種 ⑵　提供交換等設備等の設置地域又は設置予定地域 ⑶　提供回線種別	

（届出を要しない機能）

第二十四条の五　［同上］

［一～八　同上］

十九　ルータにより符号を交換する機能

二十　デジタル加入者回線アクセス多重化装置により多重化を行う機能

二十一　デジタル加入者回線信号分離装置により、伝送に係る音響と符号とを周波数帯域により分離する機能

二十二　光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能

二十三　イーサネットスイッチによりイーサネットのフレームを交換するための機能

二十四　ＳＩＰサーバ（アイ・ピー・アドレスの付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。）によりセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行うための機能

様式第18（第24条関係）

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定（変更）届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　㊞
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第36条第１項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画のとおり第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定変更を届け出ます。

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

1　［同左］	
2　提供条件 ⑴　提供交換機等の機種 ⑵　提供交換機等の設置地域又は設置予定地域 ⑶　提供回線種別	